

大阪都市計画局の議会出席について

◇府・市の議会日程が重なった場合の対応〔局長(市)、技監(府)〕

●局長は、次の順で出席することとし、各会議等への対応については、下記の具体例のとおりとする。

①府議会本会議、②市会本会議、③府議会委員会、④市会委員会

≪具体例≫

【本会議】

(1) 府議会 本会議 と 市会 本会議 が重なった場合

- 局長は府議会本会議に出席(市会本会議は欠席扱い)
- 市会本会議で答弁が必要な場合は、府技監が行う。

(2) 府議会 本会議 と 市会 委員会 が重なった場合

- 局長は府議会本会議に出席
- 市会委員会は、府技監以下の職員で対応

【委員会】

(1) 府議会 委員会 と 市会 本会議 が重なった場合

- 局長は市会本会議に出席
- 府議会委員会は、府技監以下の職員で対応

(2) 府議会 委員会 と 市会 委員会 が重なった場合

- 局長は府議会委員会に出席
- 市会委員会は、府技監以下の職員で対応